

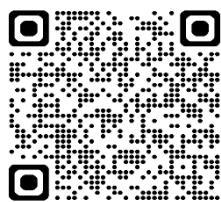
青森労働局からのお知らせ

令和8年1月

「育児と仕事の両立を実現するために」特設ページを公開しました！

青森労働局では、働く全ての方が育児と仕事の両立を実現するために、各種制度や支援策についてまとめた特設ページを開設しました。育児休業・助成金・マザーズハローワーク等の知りたい情報を掲載しております。企業・管理職の方、従業員の方それぞれに向けたページを作成いたしましたので、下記リンクからぜひご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_01495.html



お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017-734-4211

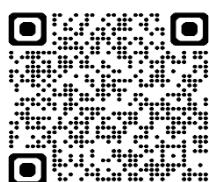
勤務間インターバル制度について

勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

「労働時間等設定改善法」（労働時間等の改善に関する特別措置法）が改正され、2019年4月1日より勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務となりました。

詳細は、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を参照ください。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/>



各都道府県に配置された「働き方改革推進支援センター」では、社会保険労務士等の専門家が勤務間インターバル制度の導入など、働き方・休み方の見直しに取り組む事業主の皆さんに対し、無料で相談やアドバイス等を行います。



青森働き方改革推進支援センターHP

<https://hatarakikatakaku.mhlw.go.jp/consultation/aomori/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室　〔電話番号〕017-734-4211

関係資料：別添1（「勤務間インターバル制度」リーフレット）